

平成12年度包括外部監査（水道事業）の結果に対する措置内容

1 固定資産の管理状況

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	平成6年度以降固定資産の実地照合が行われていないので、定期的な実地照合を実施すべきである。	平成12年度については、平成12年11月30日から平成13年2月7日までの間に全所属について実地照合を行った。 平成13年度以降は、広島市水道局固定資産規程第20条の規定に基づき、全局を3分割して3年に1度のローテーションで実地照合を行う。
(2)	実地照合が行われていないため、除却済にもかかわらず、固定資産台帳から除かれていない固定資産があった。所定の除却報告手続に基づいて適切な処理を行うべきである。	固定資産除却漏れの2件については、平成12年8月31日に除却手続を行った。 今後は、このようなことのないよう、実地照合を定期的に行うこととした。また、除却手続等の事務処理を適正に行うよう周知徹底を図った。
(3)	供用を開始しているにもかかわらず所属替えの振替処理が行われていない固定資産があったが、所属替えをした場合には、速やかに振替処理を行うべきである。	所属替えの振替漏れの3件については、平成12年10月6日に所属替えの振替処理を行った。 今後は、このようなことのないよう、用地所属替整理簿を作成し、進捗状況を常に把握し、遺漏のないよう努めることとした。
(4)	建設仮勘定のうち有形固定資産本勘定に振り替えるべきものが、振替処理されていなかったため、適正に処理すべきである。今後は、年度末において建設仮勘定の内訳書を作成し、総勘定内訳帳との照合を実施する必要がある。	建設仮勘定から固定資産本勘定に振替漏れの30件については、平成12年度決算において振替処理した。 今後は、このようなことのないよう、建設仮勘定の内訳書である費目別工事内訳表を改正し、適正な取得予定年度の把握に努め、同表と総勘定内訳帳との照合を行うこととした。

2 貯蔵品の管理状況

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	事業年度末における貯蔵品のたな卸では、一部試験的に抜き取る方法により在り高を数えてはいるが、実地照合の範囲としては不十分である。また、実地たな卸日は平成12年3月4日に行われているが、実施時期としてはより3月末日に近い時点で実施し、規定に則した実地たな卸を行う必要がある。	平成12年度の貯蔵品のたな卸については、平成13年3月25日・26日の2日間に、すべての品目について実施した。 今後の事業年度末における貯蔵品のたな卸については、すべての品目について、年度末の1週間以内の2日間で実施することとした。
(2)	現在のところ、使用の目処が立たない貯蔵品が相当数残っている。また、近年では、必要以上に手持在庫を有する傾向が強くなっているため、効率的な資金運用が行われていない。今後より厳格な適正在庫水準の把握が必要と思われる。	【検討中】 使用の目処が立たない貯蔵品（口径250mm以下のSⅡ形配水管）については、今年度中に在庫の解消を図る。 また、適正在庫数量については、貯蔵品の品目ごとの使用実績や発注から納品までに要する期間等のマニュアルを作成し、適正な貯蔵品の管理に努める。 (参考) 1 口径250mm以下のSⅡ形配水管の在庫の状況 (1) 平成12年10月（監査時） 824本 (2) 平成14年1月末 2本 2 貯蔵品残高の状況 (1) 平成12年10月末 9億5,392万円 (2) 平成13年3月末 5億3,439万円 (2) 平成13年12月末 4億8,450万円

### 3 引当金の会計処理

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	退職給与引当金及び修繕引当金に係る会計処理は、毎期継続的かつ合理的な会計方針に基づき引当処理がなされていないので見直しを検討するべきである。	<p>【検討中】</p> <p>退職給与引当金については、今後、退職者が増加していくことが見込まれるため、平成14年度からピークとなる平成28年度までの期間を平準化するよう、この間の平均定年退職者に係る退職給与金と各年の定年退職者に係る退職給与金の差額を引き当て、または、取り崩すこととし、平成14年度から実施する予定である。また、修繕引当金については、これを廃止し全額取り崩すこととしている。</p> <p>平成14年度予算にそれぞれ所要の措置を講じている。</p>

### 4 徴収業務及び債権管理

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	中・東・西の各営業所において「給水停止執行日の通知」をする際の取扱が異なっていた。滞納金の回収について更なる対策を講じるなど徴収努力を重ねることにより、利用者への公平な対応をする必要がある。	平成13年4月から、全営業所における「給水停止執行日の通知」の取扱を統一し、利用者に対し公平な取扱となるよう改善した。
(2)	未納の水道料金等を集金人に委託する際、契約保証金を納付させているが、その預り金整理簿を作成していない営業所によっては預り金整理簿を作成するなど適正に管理する必要がある。	預り金整理簿を作成していない営業所によっては、同整理簿を平成12年9月に作成し、契約保証金を適正に管理するよう改めた。

### 5 特殊勤務手当の支給状況

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	特別出勤手当の支給に際し、非常呼出に係る作業報告書の記載事項のうち、作業経過欄に記載がないものがあったが、作業報告書の作成に当たっては記載漏れが生じないように徹底を図る必要がある。	作業経過欄に記載が漏れていた9件については、平成12年9月19日処理した。今後、このようなことのないよう、作業報告書の作成に当たっては、平成12年12月に記載漏れがないように各所属長へ通知し、職員への周知徹底を図った。

### 6 財団法人広島市水道サービス公社

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	財団法人広島市水道サービス公社への業務委託料及び補助金の金額は、公社により作成される事業計画書及び収支予算書により決定されており、各業務ごとの人役別の具体的な積算根拠資料が存在していないため、今後は、委託業務内容ごとの算定根拠を整備するなど、業務委託料の積算根拠を明文化する必要がある。	<p>積算根拠資料については、業務ごとにできる限りの具体的な作業分析を行い、人役の根拠となるものを平成13年11月30日に作成した。</p> <p>今後は、財団法人広島市水道サービス公社への業務委託に当たっては、この積算資料を根拠として業務委託料及び補助金を算定することとした。</p>

## 7 その他

番 号	結 果 の 要 旨	措 置 内 容
(1)	行政資料室に保管する図書は、平成9年度までは目録により図書の台帳管理がなされていたが、それ以降については実施されていないため、今後は規程に則った管理を行うことが望まれる。	平成13年1月に、行政資料室の図書整理を行って、図書整理簿を再整備した。今後は、同整理簿により管理の徹底を図ることとした。

平成12年度包括外部監査（広島市民病院）の結果に対する措置内容

1 固定資産の保管管理

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	放射線科及び人工腎臓センターの固定資産のうち、除却済にもかかわらず、固定資産台帳から除かれていない固定資産があった。所定の除却申請手続きに基づき適切な処理を行うべきである。	固定資産除却漏れの3件について、平成12年11月30日で除却手続きを行った。 今後はこのようなことのないよう、3年に一度のローテーションで固定資産の実地照合を行うなど、事務処理の周知徹底を図った。
(2)	駐車場敷金のうち、既に賃貸借契約が解除され、賃貸借契約の事実がないにもかかわらず、その他の投資勘定に計上されたままになっているものがあつた。事実関係を調査の上、過年度損益修正損とする等の適切な処理を行う必要がある。	調査の結果、債務者が存在しなかったことから、債権は既に消滅しており、過年度損益修正損として会計処理を行った。

2 たな卸資産等の管理状況

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	薬品のうち麻薬等、特別の定めにより帳簿による管理が求められているものを除き、入出庫の受払を示す受払記録による残高の把握が行われていないが、多品種、多量の薬品といえども継続的な受払記録を作成する必要がある。 また、たな卸減耗損が不効率な使用によって生じたものなのか、受払記録の誤りによるものなのかは不明であるため、薬品の受払記録を整備し、発生原因の調査を実施し、費用削減に努めるべきである。 しかしながら、現行システムによって、1,600品目を超える薬品の受払記録を把握することは作業負担増を余儀なくされ、費用対効果の点で困難であると考えられる。在庫管理のあり方を検討し、一層電算化を進め効率的なシステムを構築することが必要である。	【検討中】 平成14年6月から稼動するオーダーリングシステムに合わせ、既存の薬品在庫管理システムを見直し、薬品の受け払いを記録管理するなど、効率的なシステムを構築し、在庫管理を徹底する。

3 収入事務及び債権管理の執行状況

番号	結果の要旨	措置内容
(1)	平成12年度において実施された医業未収金の滞納整理事務は、平成10年度及び11年度に発生した医業未収金について郵便等で催告を行っている。したがって、訪問による徴収、電話による催告は定期的には行われていない状況にあり、現在の滞納整理事務は回収実績があがるものとは言い難い。 平成12年度の監査委員による監査において指摘等がされているところであるが、滞納分の医業未収金の迅速な回収のためには、訪問による徴収、電話による催告を定期的実施することが望まれる。	【検討中】 入院及び外来診療費未納者が外来の受診に訪れた際患者本人と面談し、納付指導を行うとともに、電話による支払の督促を繰り返し行うことにより、医業未収金の回収に努める。 なお、訪問による徴収については、督促強化による納付状況や費用対効果なども勘案しながら、今後実施の方向で検討する。

平成12年度包括外部監査（水道事業）の意見に対する対応結果

1 固定資産の管理状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>現実的に一度に全ての固定資産について実地照合することが実務上困難な場合には、実地照合の対象を部署ごとなどのローテーションで循環的に選定する方法を講じることも有用である。また、借用動産が増加していることから、水道局所有資産と区別管理するために規定を整備して現物に管理シールを貼付するなどの資産管理の措置が必要である。</p>	<p>平成13年度以降は、全局を3分割して3年に一度のローテーションで実地照合を行う。借入資産については、総括管理課である経営企画課において「借入資産台帳」及び「管理基準」を作成し、適正な管理に努めた。</p> <p>また、各課においては、毎年借入資産の調査終了後、経営企画課に対して更新した「借入資産台帳」の提出を義務付け管理体制の徹底を図った。</p> <p>なお、管理シールについては、借入資産は貸付者の資産であるため、貸付者に管理シールの貼付を義務付けた。</p>
(2)	<p>土地台帳と固定資産台帳間の数値に差額が生じているが、資産を管理すべき資料である土地台帳と決算残高の内訳書である固定資産台帳の数値は連動すべきであり、調査の上、両者の整合性を図るべきである。</p>	<p>誤差が生じているものについて、調査のうえ平成12年度決算において整合性を図った。今後は、土地台帳と固定資産台帳とを定期的に照合し整合を図ることとした。</p>
(3)	<p>地ならし及び盛土等の整地費用の振替処理については、法令等に明確な規定がなされているわけではないが、今後は、自治省の見解等に基づいた上で、盛土等に係る費用の内、土地の取得原価に含める費用及び建物等の取得原価に含める費用の振替処理区分を明確にする必要がある。</p>	<p>平成11年度に資産取得した4本の工事のうち、敷地造成工事に要した費用については、「土地の取得に係る資産取得基準」を作成し、土地の取得原価に含める費用については、平成12年度決算において適正科目への科目組替を行った。今後は、同基準に基づき振替処理することとした。</p>
(4)	<p>有形固定資産本勘定への振替漏れによる減価償却不足額 6,615万7千円のうち、取得年度から登載漏れを発見した年度までに、その耐用年数が経過している固定資産の減価償却不足額 3,229万円は、過年度損益修正項目の過年度減価償却費として特別損失に計上する必要がある。また、耐用年数未経過の固定資産の減価償却不足額 3,386万7千円についても、金額に重要性があると判断されれば、過年度損益修正項目の過年度減価償却費として特別損失に計上する必要がある。</p>	<p>建設仮勘定から固定資産への振替漏れに伴い発生した、減価償却不足額については、取得年度から登載漏れを発見した年度までの年数が、耐用年数以上となっているものについては特別損失で処理し、その他のものについては、固定資産規程第49条第6項についての運用基準を作成し、金額に重要性があるものについては特別損失で、その他のものについては同項の規定に基づいた処理を平成12年度決算において行った。</p>
(5)	<p>電話加入権について、管理台帳が存在せず管理が十分に行われていない。また、所有本数や使用部署の特定が困難な状態である。使用部署単位及び局全体をとりまとめる管理部門の双方において、電話加入権の管理台帳を整備して、資産の保全・適切な管理を実施する必要がある。</p>	<p>「電話加入権管理台帳」及び「電話加入権の新規取得、休止及び再開の事務フロー」を作成し、適切な管理に努めることとした。また、平成13年3月に「電話加入権管理台帳」と西日本電信電話㈱からの資料との照合を実施した。</p> <p>なお、適切な管理に努めるため、毎年1回それらを照合することとした。</p>
(6)	<p>借用動産（リース資産）の管理については借用動産の台帳等は全く作成されておらず、また、資産番号等を付すことにより実在性あるいは網羅性を把握するといった管理も行われていない。借用動産の具体的な管理方法の手段としては、借用動産台帳を作成することは有効な方法である。</p>	<p>借入資産については、総括管理課である経営企画課において「借入資産台帳」及び「管理基準」を作成し、適正な管理に努めることとした。また、各課においては、毎年借入資産の調査終了後、経営企画課に対して更新した「借入資産台帳」の提出を義務付け管理体制の徹底を図った。なお、管理シールについては、借入資産は貸付者の資産であるため、貸付者に管理シールの貼付を義務付けた。</p>

## 2 土地、建物の有効利用

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	牛田新町の県道広島三次線における無償使用貸借のように、管路のない土地を道路として第三者へ無償提供している場合には、水道事業として資産性はないため、水道局の貸借対照表から削除すべきである。	当該用地（牛田町導水管路用地）については、道路管理者である東区役所管理課と協議し、平成13年3月に同課に対して無償所管換えの処理を行った。
(2)	基町庁舎内は一層有効活用できるスペースがあり、今後、これらのスペースをどのように活用していくかが課題であり、コスト意識をもって、一層積極的な有効活用を検討することが必要である。	<p>【対応中】</p> <p>執務スペースの有効活用については、現在、旧市内に点在している4つの営業所を基町庁舎に統合し、一層の有効活用をするよう検討している。</p> <p>1階市民ロビーの活用については、水道事業に関する啓発を中心に、「太田川源流の森」を紹介したパネルを展示するとともに、広島水道の歴史等を紹介した水道ミニ資料館として活用しているが、今後は、市民にギャラリーの場として開放するよう、現在、貸出条件等を検討している。</p>

## 3 貯蔵品の管理状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	在庫が滞留していることは、その分だけ余計に在庫スペースが必要になる。手持在庫を圧縮することにより南千田西町をはじめとする貯蔵品置場が有効に活用され、くわえて管理コストも削減できると思料されるので、改めて見直しをする必要がある。	<p>【対応中】</p> <p>適正在庫数量については、貯蔵品の品目ごとの使用実績や発注から納品までに要する期間等のマニュアルを作成し、適正な貯蔵品の管理に努める。</p>

## 4 引当金の会計処理

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>退職給与引当金の計上については、自治省の見解等を参考にし、現在の職員の年齢構成等を加味して、合理的な金額を引き当てる会計方針を確立し、退職金支給に係る債務は時の経過とともに発生していることから、每期継続的に引き当てていく必要がある。ちなみに平成11年度末現在で、全職員の自己都合による退職手当は105億7,804万円である。また、決算報告書において、退職給与引当の会計方針を注記することも市民への情報開示として重要であるものと考えている。</p> <p>なお、現在引当計上されている1,057万2千円の退職給与引当金は、引当金の計上に係る会計方針が明確になっていない現状では、全額取り崩して特別利益に計上するのも一法であろう。</p>	<p>【対応中】</p> <p>退職給与引当金については、今後、退職者が増加していくことが見込まれるため、平成14年度からピークとなる平成28年度までの期間を平準化するよう、この間の平均定年退職者に係る退職給与金と各年の定年退職者に係る退職給与金の差額を引き当て、または、取り崩すこととし、平成14年度から実施する予定である。平成14年度予算に所要額を計上している。</p>

番号	意見の要旨	対応結果
(2)	<p>毎年の経常的な修繕に対しては、各年度の予算により手当することが適当である。大規模かつ定期的な修繕が行われた実績がなく、かつ、将来においても大規模かつ定期的な修繕の計画がない現況では、修繕引当金そのものを設定することは適当ではないものと考えられる。</p> <p>なお、現在引当計上されている12億 5,442万 9千円の修繕引当金は、引当金計上時に明確な基準にしたがって計上されているものとは判断しがたいので、全額取り崩して特別利益に計上することが望まれる。</p>	<p>【対応中】</p> <p>修繕引当金については、これを廃止することとした。平成14年度予算に、全額取り崩し特別利益として計上している。</p>

#### 5 徴収業務及び債権管理

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>時効による不納欠損処分に至った場合には債務不履行が継続した事由及び滞納者の所在地などについての総括的な分析資料が作成されていない。総括的な滞納状況の分析を実施し、今後の納付相談や滞納金の回収に活用できるような対策を講じることが望まれる。</p>	<p>時効による不納欠損処分の総括的な分析を継続的に実施するとともに、平成12年12月から今まで滞納整理担当職員や受託者が管理していた情報を一元管理し、情報の共有化を図った。</p>

#### 6 特殊勤務手当の支給状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条において、「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と定めている。「著しく」との文言は、程度がはなはだしいことが明らかな場合に用いられる表現であり基町庁舎内に勤務することがこれに該当するかどうか支給実態と条例の文言との整合を図る必要がある。</p>	<p>【対応中】</p> <p>作業手当の支給については、条例及び規程に基づいた適法かつ適正な手当であると認識している。支給額等についても作業実態に応じたランクを設けるなど、これまでも見直しを行い、より支給根拠の明確化を図ってきている。</p> <p>しかしながら、将来、社会経済情勢の変化に伴い、見直しを検討しなければならないこともあるため、今後とも、他都市の支給実態等を調査、研究に努めていきたい。</p>

#### 7 経費支出の執行状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>修繕費の積算根拠において、工事内容に応じた単価を設定し適切な金額の算定を可能にすることは重要ではあるが、このことが、結果的に単価表を複雑なものとしている。担当部門以外の第三者でも積算の合理性を追跡調査できるよう明瞭な単価表の構成あるいは伝票等の書式の見直しが望まれる。</p>	<p>「緊急を要する給配水管等の破裂修理工事」の工種を工事伝票中、番号で分類し記載しているのが第三者にわかりにくいので、平成13年度契約分の仕様書に番号と工種の一覧表を記載した。</p>

8 財団法人広島市水道サービス公社

番 号	意 見 の 要 旨	対 応 結 果
(1)	<p>水道局から公社への委託業務については、委託元である水道局から委託先である公社へ派遣された職員が行うものが含まれている。公社の設立目的及び契約履行の確実性などを考慮した上で、水道局自らが行う業務、公社に委託する業務、公社以外の第三者へ委託する業務を再検討することが望まれる。</p>	<p>【対応中】 この度、「水道法」が改正され、この中で、第三者委託の制度化等が盛り込まれており、現在、国において、同法に基づき政省令が検討されているので、その動向を待って、業務分担のあり方について、総合的に検討する。</p>
(2)	<p>水道局から公社に対する無償での貸借物品は何ら会計処理されないため、事業報告書及び決算報告書において開示の対象とされていない。事業報告書及び決算報告書には、事業を遂行するために用いられた資産内容を適切に表示する必要があるため、建物及び物品の無償使用貸借に重要性がある場合には、無償貸借資産の名称とその内容などの開示が必要であると思われる。</p>	<p>平成12年度の事業報告書の中に重要な無償使用貸借資産について記載し、開示するよう指導した。</p>



平成12年度包括外部監査（広島市民病院）の意見に対する対応結果

1 固定資産購入事務の執行状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>固定資産の新規取得額が減少傾向にある現況では、診療科からの数多い医療機器の購入希望の中から、病院及び患者・受診者にとってより有用な医療機器の購入へと絞り込む必要がある。また、1件当たりの購入額が3,000万円未満の医療機器の購入に際しても、購入額の重要性に応じ、ライフサイクルを通じたトータル・コストを算定した上で、購入先を判断することが望まれる。</p>	<p>平成12年度までは、3,000万円以上の医療機器のみトータル・コストを算定していたが、平成13年度から1件1,000万円以上のものに、算定対象を拡大した。</p>

2 固定資産の保管管理

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>固定資産については、定期的には実地照合は行われていないが、定期的な実地照合を行い、遊休資産、不要資産、台帳と現品との不一致の有無及び関係書類の整備保管において不備がないこと等を確認する必要がある。</p> <p>なお、一度に全ての固定資産について実地照合することが実務上困難な場合には、実地照合の対象を診療科ごとに実施し、ローテーションで計画的・循環的に実地照合する方法を講じることも有用である。</p>	<p>平成13年度より、3年に一度のローテーションで実地照合を行う。</p>
(2)	<p>損害共済（火災保険）への加入は、固定資産を購入した翌年度の7月に行われているため、3か月から1年超の間、新規購入資産については保険加入がなされていない状況にあるが、火災保険の未加入期間を短縮することが望まれる。</p>	<p>従前は、毎月7月にそれまで新規購入した資産全てについて一括して保険加入していたが、今後は個々の固定資産の取得のつど、保険に加入することとした。</p>
(3)	<p>南観音町に所在する土地は、平成7年度に職員住宅が取り壊され更地となって以来、病院事業としての用途に供されておらず、今後の利用方針の策定が行われないままの状況にある。</p> <p>平成12年度の監査委員による監査において指摘されているところであるが、南観音町に所在する土地に関して、今後の利用計画がない場合には積極的な売却を推進するか、一時的に賃貸する等の活用を図り、資産の有効活用に努める必要がある。</p>	<p>現在、建設省国道工事事務所より依頼があり、国道2号の拡張工事に伴う土地所有者の一時立ち退き用仮設住宅建設用地として使用許可中（平成13年10月～14年6月）であるが、その後において売却を行う。</p>

3 たな卸資産等の管理状況

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>診療材料については、簿外物品として購入時に費用処理されているが、診療材料は通常の消耗品より高価であり、浪費防止及び資産保全の観点から、年間の消費額及び期末の在庫金額が少額であるものを除き、薬品と同様、たな卸資産として取り扱うことを検討する必要がある。</p>	<p>高価な診療材料については、買い置きせず必要な都度発注するシステムとしており、また、全病棟で共通使用する診療材料については、これまでは一定期間分をまとめて購入していたが、平成13年度からは必要な都度購入することに変更し、在庫を極力かかえない運用に改めており、資産として管理する必要性がないことから、これまでどおり、帳簿に記載する資産としてでなく、帳簿に記載しない簿外物品として購入することとした。</p>
(2)	<p>毎月実地照合を行っている薬剤部内の在庫のうち、受払件数の多い3品目を抽出し、たな卸減耗の金額の推定を行った結果、推定上の月末在庫数量と月末実数量に差異が発生していることから、受払記録の整備は不可欠である。早急に在庫管理システムを構築し、適正在庫の維持並びに薬品費の削減を行い、経営を効率化することが必要である。</p>	<p>【対応中】 平成14年6月から稼動するオーダーリングシステムに合わせ、既存の薬品在庫管理システムを見直し、薬品の受け払いを記録管理するなど、効率的なシステムを構築し、在庫管理を徹底する。</p>
(3)	<p>病棟在庫についての実地たな卸は、実数をたな卸することなく各病棟の定数リストに定めた数量を在高位として処理されているため、たな卸実施日現在の実数と定数リストの定めた数量の差額について、貯蔵品の金額が過大に計上されている。年度末の病棟在庫については、実地たな卸を行い現物を確認する必要がある。</p>	<p>平成13年3月30日及び31日のたな卸の際に定数リストの残高とせず、病棟を巡回して現品を実地で確認した。 今後も同様な方法により実地たな卸を行う。</p>

4 引当金の会計処理

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>平成11年度末現在で職員全員が自己都合で退職した場合、広島市民病院が負担しなければならない退職手当は71億8,267万9千円と試算される。 退職給与引当金の計上については、合理的な金額を引き当てる会計方針を確立し、退職手当の支給に係る債務は時の経過とともに発生していることから、每期継続的に引き当てていく必要がある。また、決算書において、このような引当の方針を注記することも市民への情報開示として重要であるものとする。</p>	<p>【対応中】 退職給与引当金については、昭和60年度に引当基準を作成したが、多額の赤字が生じ始めた平成2年度に取り崩して以降、引当を行っていない。 公立病院の6割弱が赤字経営となっており、退職給与引当金の計上は、当院だけでなく全国的な課題といえるため、他の政令市の状況もみながら対応していきたい。</p>

5 収入事務及び債権管理の執行状況

番号	意見の要旨	対応結果									
(1)	<p>平成11年度では、年間 8,159万 2千円の査定減額が発生しているが、査定減額の発生を少なくするには、医療行為の発生時における医療現場での適切な保険診療への取り組み以外に解決方法はない。</p> <p>今後も引き続き保険診療の内容を現場で徹底する等の努力を図り、査定について一層適切な請求が行われるよう努力が望まれる。</p>	<p>平成12年度においては、医局会等での査定内容についての検討（毎月）や各科カンファレンスでの周知を行うとともに、査定減対策検討会の開催、高点数レセプトのカルテとの照合（内科）についても徹底を図った。</p> <p>この結果、次のとおり査定減額及び査定減比率とも改善が見られた。</p> <table border="1" data-bbox="812 526 1356 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>(査定減額)</th> <th>(査定減比率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度(4月~1月)</td> <td>81,592千円</td> <td>0.51%</td> </tr> <tr> <td>12年度(4月~1月)</td> <td>54,283千円</td> <td>0.36%</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後においても、引き続き同様の取り組みを行っていく。</p>		(査定減額)	(査定減比率)	11年度(4月~1月)	81,592千円	0.51%	12年度(4月~1月)	54,283千円	0.36%
	(査定減額)	(査定減比率)									
11年度(4月~1月)	81,592千円	0.51%									
12年度(4月~1月)	54,283千円	0.36%									
(2)	<p>医業未収金に関して、発生した長期滞留債権を回収するのは大変な費用を要するので、事務処理のスピード化による請求漏れの防止と、延滞した債務者の状況の早期把握に留意する等迅速な対応が求められる。</p>	<p>【対応中】</p> <p>医業未収金を未然に防ぐには、退院日当日における納付書の手渡しが無効なことから、これを促進するため、退院連絡票、カルテ、会計伝票を医事課へ速やかに送達したり、退院日当日の診療や処置をできる限り少なくするなど、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>また、定期的に未納者リストを出力し、滞納者の早期把握を行うとともに、滞納整理事務取扱要領を整理し、未収金の削減に努めることとしている。</p>									

6 その他

番号	意見の要旨	対応結果
(1)	<p>原価計算制度の導入により、すべての医業減価は診療科別に集計が可能となり、診療科別の医業収益と対応させて比較することにより、医療利益の発生源が特定される。今後、経営改善を推し進めるうえで、原価計算体系を早急に確立して、診療科目、病床規模等の見直しを行う必要がある。</p>	<p>【対応中】</p> <p>原価計算については、全国的に標準化され統一的に準拠すべき方法がないことや、現在のシステムでは、収入、支出を診療科毎に把握することが困難であることから、当面、簡便法で一定の限界があるものの、公的な原価計算方法である、公私病院連盟の「病院診療科別原価計算調査」に準拠して原価計算を実施することとし、現在、2病院における原価計算資料の収集及び集計作業を行っており、平成13年度末のとりまとめを予定しているところである。</p>